

令和2年9月14日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

令和2年6月15日（月） 14時00分～15時00分

2 会場

県庁南棟2階中会議室

3 出席者名

藤井会長、西川委員、飛澤委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 菅課長他2名

4 議事の概要

- (1) 議題1 青森県大規模小売店舗立地審議会運営要領の改正について
事務局から、改正案について説明し、事務局案どおりの改正内容で了承された。
- (2) 議題2 前回（令和2年2月3日）の議事概要及び届出状況等について
事務局から、前回の審議概要及び届出状況等について報告し、議事概要として了承された。
- (3) 議題3 届出案件について

■【生活協同組合コープあおもりと徳店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、基準値を超過している地点があるものの、今回の変更（小売業を行う者の開店時刻、駐車場の自動車の出入口の数及び位置）によって、超過しているものではないため、周辺環境への影響は小さいと考えられる。
- ・駐車場の出入口を増設したことにより、通り抜け車両が増えることが懸念される。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が半数を超える地点で基準値を超過しており、再予測・再々予測についても基準値を超過している地点があること、また、第一種及び第二種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近にこども園、小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。また、駐車場の出入口を増設したことにより、通り抜け車両が増えないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【イオンタウン青森浜田3ブロックに係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準値を超過している地点があるものの、道路対向地での再予測の結果基準値を下回っていること、既に営業中であるが騒音に関する苦情が発生していないことから、周辺環境への影響は小さいと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に保育園、幼稚園があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【スーパードラッグアサヒ柏店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果において、全ての地点で基準値を下回っていること、また、店舗周辺に小学校等の施設や住宅がないことから、周辺環境への影響は小さいと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 騒音予測結果においては、全ての地点で基準値を下回る結果となっているが、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【マエダストア売市店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果、現状の交通量等から、周辺環境への影響は小さいと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が半数を超える地点で基準値を超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があること、また、第一種住居地域及び第二種中高層住居専用地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に幼稚園、小学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。